

大阪市国民健康保険条例施行規則に係る所定の様式に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和36年大阪市規則第23号。以下「規則」という。）に基づく所定の様式について、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格確認書等の再交付申請に係る様式)

第2条 規則第7条の所定の様式による申請書は、第1号様式のとおりとする。

(療養費等の支給申請に係る様式)

第3条 規則第8条の所定の様式による申請書は、第2号様式のとおりとする。

(出産育児一時金の支給申請に係る様式)

第4条 規則第9条第1項の所定の様式による申請書は、第3号様式のとおりとする。

(葬祭費の支給申請に係る様式)

第5条 規則第10条の所定の様式による申請書は、第4号様式のとおりとする。

(療養費等の支給決定等の通知に係る様式)

第6条 規則第11条の所定の様式による通知書は、第5号様式又は第6号様式のとおりとする。

(第三者行為による保険事故届に係る様式)

第7条 規則第12条の所定の様式による届出書は、第7号様式のとおりとする。

(一部負担金の減免又は徴収猶予の申請又は通知に係る様式)

第8条 規則第13条第2項の所定の様式による申請書は、第8号様式のとおりとする。

2 規則第13条第3項の所定の様式による一部負担金の減免若しくは徴収猶予の決定をした旨の証明書又は一部負担金の減免若しくは徴収猶予に係る申請を却下した旨の通知書は、第9号様式又は第10号様式とする。

(一部負担金の減免又は徴収猶予の取消の通知に係る様式)

第9条 規則第14条第2項又は第4項の所定の様式による通知書は、第11号様式のとおりとする。

(特例対象被保険者等の届出に係る様式)

第10条 規則第14条の2の所定の様式による届出書は、第12号様式のとおりとする。

(保険料額の通知に係る様式)

第11条 規則第16条の所定の様式による通知書は、第13号様式のとおりとする。

(保険料の徴収猶予の申請又は通知に係る様式)

第12条 規則第17条第2項の所定の様式による申請書は、第14号様式のとおりとする。

2 規則第17条第4項の所定の様式による通知書は、第15号様式のとおりとする。

(保険料の徴収猶予の取消通知に係る様式)

第13条 規則第18条第2項の所定の様式による通知書は、第16号様式のとおりとする。

(督促に係る様式)

第14条 規則第19条の所定の様式による督促状は、第17号様式のとおりとする。

(延滞金の減免に係る様式)

第15条 規則第20条第4項の所定の様式による申請書は、第18号様式のとおりとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年3月29日規則第63号）による改正前の大坂市国民健康保険条例施行規則第2号様式から第5号様式まで、第10号様式から第17号様式まで、第19号様式から第23号様式まで、第25号様式、第26号様式、第28号様式及び第29号様式による用紙を使用するときは、この要綱による各号様式を使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

様式一覧表

第1号様式 国民健康保険資格確認書等再交付申請書

第2号様式 国民健康保険療養費等支給申請書

第3号様式 国民健康保険出産育児一時金支給申請書

第4号様式 国民健康保険葬祭費支給申請書

第5号様式 療養費等支給決定通知書

第6号様式 療養費等不支給決定通知書

第7号様式 第三者行為による傷病届

第8号様式 国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予申請書

第9号様式 国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書

第10号様式 国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予不承認通知書

第11号様式 国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予取消通知書

ア 世帯主用

イ 保険医療機関等用

第12号様式 特別対象被保険者等に係る届出書

第13号様式 大阪市国民健康保険料決定通知書

ア 年次用

イ 月次用

第 14 号様式 国民健康保険料徴収猶予申請書

第 15 号様式 国民健康保険料徴収猶予決定・不承認通知書

第 16 号様式 国民健康保険料徴収猶予取消通知書

第 17 号様式 督促状

ア 国民健康保険料用

(ア) 一般用

(イ) 隨時用

イ 国民健康保険料以外の国民健康保険法の規定による徴収金用

ウ 国民健康保険法の規定による徴収金以外の歳入金用

第 18 条様式 国民健康保険料延滞金減免申請書